

2024年7月5日
申12号 水戸労働基準監督署の行政指導に関する申し入れ
第3回交渉開催

**「自分の時間」を曖昧な指示だと労基署から指摘を受け、
 更に労働時間として扱う事を指摘されたにも関わらず…
 会社「時間外労働の指示はしていないから賃金は支払わない」
 社員を馬鹿にするのもいい加減にしろ!!**

組 合	会 社
<ul style="list-style-type: none"> ○新 JINJRE の初期設定、及びタブレットのパスワード変更の作業については労働か。 ○労働か否かの判断基準は何か。 ○作業を指示するというのであれば、具体的に指示すべきである。 ○曖昧な指示により、自分の時間で設定してしまっている社員がいる。この社員に対してどうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>タブレットのパスワード変更に関しては業務上の必要性から労働時間として取り扱う。</u>新JINJREの初期設定については、当初年休の申請だけであり業務上の必要性は無かったことから労働時間としては取り扱わない。 ○指揮命令下に置かれていたか否か。 ○タブレットのパスワード変更については、こまめに変更する社員もいることから、限定的にせず自由度を持たせている。 ○<u>自主的に行ったものに関しては、会社の指揮命令下にあったものではない為賃金を支払う考えは無い。個人の自由意思で行ったものであり、指示したものではない。</u>

なんて身勝手なやり方なのか!

会社はタブレットのパスワード変更は「労働時間で行うもの」ということを認め、業務性について認識しつつも、業務用タブレットのパスワード変更や新 JINJRE の初期設定を自主的に労働者に行わせていた。しかし、当時“自分の時間で設定すること”という指示を受けた結果、社員自身が自主的に自分の時間で行った作業は「個人の自由意思で行ったものは指揮命令下になかった」「自発的に行われたものは労働としては認められない」「社員が自主的にやったと考えている」と会社は回答を変えず対立!!そのため、賃金についても「支払う考えはない」との回答がなされ、問題の解決は図られませんでした。

「自分の時間で」と指示され、ノーペイで作業を行った社員に対して「時間外の指示はしていないため労働として扱わない」として賃金を支払わないという回答は、到底納得のいくものではない!!

団体交渉による自主的な問題解決が図られなかったことから、第三者機関の活用を通告!!
JR 東日本会社として足並みを揃えようとする回答に終始する会社を許さず東京地本のたたかいとも連携し、諦めず最後までたたかう!!